COP10に向けた対応

外務省地球環境課 環境省自然環境計画課

1 基本的な認識

生物多様性条約については、その重要性が国際的に認識されていながら、締約国各国に義務付けられる具体的な施策は乏しく、その趣旨を体現するための取組も、各国政府、自治体、市民団体などが個々に進めているだけで、未だに不十分であるというのが実態。

(1) 2010年目標

この背景としては、条約の概念や包含する内容が幅広く、特定の施策を各国共通の取組として提示することが困難であることも確か。

そこで、締約国各国は、2010年目標を設定して、その達成に向けた努力をしてきているが、この目標も抽象的で明確さに欠けるという批判もあり、COP10では、より明確で行動志向型の目標を新たに設定することが課題となっている。

そのためには、目標自体を明確で分かり易いものとすることも必要であるが、それと同時にその<u>目標達成のための達成手法を、具体的な</u>行動として併せて提示することが必要ではないか。

(2) 政策実施のための科学分析

また、取組が不十分である背景として、生物多様性の損失に係る科学的な知見が十分でないために、政策担当者に危機意識が乏しく、対策の必要性が十分に認識されていないとの問題意識も示されている。

そこで、最近では、政策への反映を目指して、科学的な評価・分析を強化するための議論が進められている。(昨年11月・IPBES会合)

我が国として、これらの科学的な評価・分析には当然に協力していくが、他方で生物多様性の実態に係る危機的状況を踏まえれば、必ず しも科学的な評価・分析の結果を待つことなく、緊急に行動を開始す ることが必要ではないか。

2 対応の方針

これらの認識を踏まえれば、我が国としてはCOP10の機会に、条約の趣旨を体現するための具体的な行動を明確に提示し、各国にその実施を促していくことを目指し、具体的には以下の方針での準備を考えている。(1)ポスト2010年目標の設定に併せて、その達成手段を具体的に提示していく。達成手段としては、

- (ア) 政府の政策だけでなく、企業、NGO、地域住民、都市住民に よる活動も含めて、その具体的な取組内容を目標達成との関係で 明確化していく。
- (イ) 科学的な評価・分析から導かれる具体的な行動を待つことなく、 <u>既に取り組んでいる行動</u>の中から、生物多様性の損失を助長しな いもの、方向として条約の目的に適うものを見出し、そのような 行動を更に促進し、取組の強化を促していくことも重要。
- (ウ) <u>我が国の先進的な取組</u>、特に自然との共生の文化、高度な技術力に基づくものを、<u>途上国ほか各国に普及、拡大</u>することで、 その取組を締約国全体での取組にまで広げていくことを目指す。
- (2) 上記(1)の目的を達成するために、<u>予めCOP10のテーマを設定することにより、会合までの国内、国外の各般の行事、活動を、そのテーマに沿った形で結集させ</u>、СОР10会合時点での効果の最大化を目指す。

現在検討中のテーマ案:

「生物多様性の保全、持続可能な利用のために貢献し得る人間活動を 特定し、その意義を認識すると共に、その活動の普及・拡大に努める」

今後の作業の進め方

1 テーマ案

テーマ案ほか対応の方針につき、本円卓会議参加者からご意 見あらば、外務省に連絡、コメント提示をお願いします。

別紙のスケジュールにより政府としての決定、CBD ビューロー 会合での承認の予定です。

2 個別の取組・活動

本円卓会議参加者が実施している、又は実施する予定の取組・活動のうち、テーマ案の趣旨に添うものがあれば、今後提示をお願いします。

また、本会議等での議論を踏まえて明らかになる取組・活動のうちテーマ案の趣旨に添うものがあれば、政府側からも提示を依頼し、更なる説明をお願いします。

今後、各省庁、企業、NGO等の取組の情報を収集、編集し、COP10に向けて、国際機関等との間で情報交換を進めていく予定です。

コメント期限: 2月20日(金)

コメント、取組・活動提示の連絡先:

外務省 国際協力局地球環境課·鍋島

e-mail:tokuko.nabeshima@mofa.go.jp

電話:03-5501-8245 (課直通)

スケジュール

1月 : 政府内の各省庁が、テーマ案の是非、活用方法等に

つき検討、テーマ案に即した個別の取組・活動を提出。

2月 3日 : 円卓会議開催

政府の対応を説明。参加者にコメント依頼、テ

ーマに即した個別の取組・活動の提示を依頼。

2月13日 : CBD第3回ビューロー会合 (ナイロビ)

我が国の COP 1 0 への対応を説明。

2月 中・下旬: 関係国際機関インフォメーション会合(ジュネーブ)

我が国の COP10への対応を説明するほか、各

機関の活動方針を聴取。

3月 中旬 : 関係省庁連絡会議

我が国のテーマを決定。

4月 初頭 : CBD第4回ビューロー会合 (パリ)

我が国のテーマを承認。

5月 : 関係国際機関インフォメーション会合(ジュネーブ)

我が国のテーマ案を正式提示。我が国の取組・

活動を説明。関係国際機関の活動との調整。

(参考)

- ・ 生物多様性の保全、持続可能な利用のために貢献し得る人間活動としては、① 日々の暮らし、②経済活動、③地域、国家のそれぞれで、以下の行動が考えら れ得る。
 - ① 日々の暮らしの中での行動

(環境教育、都市地域での緑化活動)

← 重要性は分かっているが縁遠いと思われている生物多様性を、より身近な生活、暮らしに関連させて意識してもらい、毎日の生活を僅かに改め少しの行動を起こすことで、生物多様性の保全に貢献する途を拓く。

② 人間の経済活動

(農林水産業での持続可能な生産、製造業での技術開発)

← 自然と向き合う一次産業の現場で、生物多様性の保全に少しでも プラスの影響を与える生産方法を特定し、実践する。これを生産物に 表示することで、市場での付加価値を高める努力につなげる。

また、製造業などで特別の技術を用いることで生物多様性へのプラスの効果を発揮している例を特定し、その普及に努めるほか、企業の社会的責任を高めるための取組の多くを紹介する。

③ 地域、国家の取組

(里山、各国自治体の取組)

← 「里山」に代表される地域単位での自然、生態系保全の取組を紹介しつつ、各国でも類似の取組を探すことで、これら地域単位の努力を情報共有し、評価しあう。地域に根差した各自治体の取組についても紹介し、自治体間での国際的名交流につなげていく。

上記のほか、人間の手を加えられない自然のままの姿で保全する営みも必要で、各国政府は保護区の設定等でその取組を継続、拡充。